

# 福島のおゆき国会日誌

## <国土交通委員会で質問>

30日、国土交通委員会で所有者不明土地の利用円滑化法案についての質疑に立ちました。

同法案の第2条第3項第10号では、所有者不明土地を「地域福利増進事業」として一定期間利用できる事業に、「再生可能エネルギー発電設備のうち、地域住民その他の者の共同の福祉又は利便の増進に資するものとして政令で定める要件に適合するものの整備に関する事業」というものが定められています。

本来、極めて公益的な事業に限って、所有者不明の土地を使うのを認めてきた制度が、民間の営利目的だけの事業に使われてはいけません。政令には災害時の非常用電源として使われることや、発電した電気を一定程度地域に供給することなどが定められるとの答弁をいただきましたが、これからも運用状況をチェックしてまいりたいと思います。法案自体は、全会一致で可決されました。

私の質疑の前には、与党の委員の多くが離席して定足数を割っていました。政府参考人の国土交通省審議官も小さな声で答弁して、新しい制度を世の中で広めていく意欲を感じませんでした。国会が沈滞した雰囲気があるから、与党も政府も覇気がないようではいけません。国会審議の活性化のためにも、これからも尖がった質疑を繰り返してまいります。質疑の様子は、YouTubeでご覧ください。



## <有志の会 憲法改正議論に臨む>

現在、憲法審査会で議論されている緊急事態における法制度について、橘幸信・衆議院法制局長をお呼びして会派としての対応を議論いたしました。

衆議院議員の任期が切れたり、解散時の国会の機能維持については、憲法審査会の場においてそれなりに噛み合った議論が進んでいるようです。一方、緊急時に内閣へ権限を集中したり、人権を制限したりする改憲については、さまざまな議論があります。

私は、緊急事態法制など法律であらかじめ対応できること以外に、政令で対応しなければならないことは、①どのような事態の下で、②どのようなものがあるのか、慎重に緻密に検討すべき問題であると考えます。議会の議決によらない権利の制限は、極めて限定的に抑制的にするのが大原則です。会派としての一致した結論を出すには、まだまだ議論が必要ですが、改憲論議に真正面から、立憲主義を堅持する立場から臨んでまいります。



## <街宣活動 展開中！>



10年以上乗ってきた街宣車が27日に最後の日を迎えました。25万キロ以上走って月末で車検切れになるため、廃車にしました。楽しい時も、辛い時も、ずっと一緒に過ごした車です。感謝の気持ちでいっぱいです。

最後の街宣車運行は、小学校の同級生たちと行いました。うららかな春の日差しの下、私の声を耳にした多くの方にお出まじいただき励まさせていただきました。皆様のご意見は国会での言動に大きな力となります。これからも新しい車で街宣活動を続けてまいります。

国会議事堂や議員会館など少人数から見学することができます。是非お気軽にお問い合わせください。

LINEのご登録をお願いします

衆議院議員 福島伸享事務所

【国会事務所】〒100-8982 東京都千代田区永田町 2-1-2 衆議院第二議員会館 419 号室

TEL 03-3508-7262 FAX 03-3508-3532 メール h19293@shugiin.go.jp

